

第 6 回目までの「対応の検討」に関する意見（中間まとめ）

(1) 市内全ての保育所の動向把握に関する点

① 担当課と民間の認可、認証、認可外保育所との関係のあり方

○現在、小金井市内には 5 施設の公立保育所だけでなく、民間の認可保育所が 8 施設、認証保育所が 5 施設、認可外の保育室が 4 施設ある。また、入所児童数は、平成 26 年度時点で公立保育所が 572 人であるのに対し、民間の認可保育所の入所児童数は 883 人、認証保育所は 272 人、保育室や家庭福祉員による保育利用者 35 人となっている。このように、民間の保育施設は、施設数が公立保育所の 3.4 倍、入所児童数が 2.1 倍となっており、その存在感は大きい。

しかし、担当課である保育課においては、市が設置する保育所である公立保育所を管理運営することが中心であり、民間の保育施設を十分に把握するまでには至っていなかった。

平成 27 年度より施行された『子ども・子育て支援新制度』では、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を推進する実施主体は基礎自治体（市町村）へと変更されたところである。そこで、今後はより積極的かつ責任を持って民間の保育施設を把握し、良好な関係を構築する必要がある。

② 公私立保育所に対する市の係わり方のスタンス

○保育所は、公立、民間を問わず、子どもの最善の利益、また子どもが育つ権利を守るためにある。利用する保護者も同様の願いを持ち、なおかつ安心して子どもを産み育てることができるための支援も求めている。そのためには、公立と私立、つまり、公立保育所や民間の認可保育所、認証保育所、保育室等、すべての保育施設の底上げ、つまり保育の質の向上が不可欠である。

したがって、今後、小金井市の保育行政は、公立、民間という枠にとらわれずに、利用する児童や保護者が求めるニーズに基づき、必要な支援やサービスを提供していくための体制づくりを推進していく必要がある。特に、公立保育所と民間の保育施設の全てが十分な情報交換・連携が図れるよう、ネットワークづくりを推進していくことが求められる。

○公立保育所と民間の保育施設の間には、職員待遇ひとつとっても、相違が見られる。その相違が公民格差となっているとすれば、小金井市はその解消・改善に向け、努力すべきである。

○市が設置する公立保育所と、社会福祉法人や NPO 法人、株式会社などが運営母体となっている民間の保育施設では、自ずと設立の理念等に違いがある。その

ため、小金井市は子どもの最善の利益の保障、告示化されている『保育所保育指針』に準拠した保育等については、いずれの保育施設でも遵守するよう、指導・監督すべきではあるが、その上に立ち、それぞれの保育施設が発揮する独自の取り組みは尊重しなければならない。

(2) 市内全ての保育所職員の資質向上に関する点

① 保育の質と保育所職員の資質との関係に関する認識

○保育の質を向上していくためには、保育業務に従事する保育所職員の資質向上が不可欠である。

○『のびゆく子どもプラン 小金井』は待機児童解消に向け、小金井市全体で入所定員の拡充を計画しているところである。そのため、今後、保育経験のない新卒の保育士、また久しく保育現場から離れている潜在保育士の参画も期待されている。ただ、新卒の保育士や潜在保育士に対し、現職の保育士と同等の業務を求めることは困難さを伴う。そのため、小金井市は公立、及び民間の保育施設で新規に採用される保育士の資質向上を図るための努力も求められる。

② 保育所職員の研修充実に向けた支援のあり方

○保育所職員の資質向上を図るためには、研修が不可欠である。そのため、小金井市は、公立保育所の職員を対象とした研修だけでなく、民間の保育施設の職員の研修も含めた一体的な研修システムを構築すべきである。

○保育所職員の研修を充実するためには、研修費等の予算の確保、ならびに研修時の保育体制の保障を図る必要がある。

○市内の研修だけでなく、国や都、さらに民間の保育団体が主催する研修も積極的に把握し、その情報を公立、民間を問わず提供していくべきである。また、民間の保育団体が主催する研修に可能な範囲で公立保育所の職員を派遣し、公私立の保育所職員が合同で研修する場、情報交換・交流の機会を増やすべきである。

○特別な配慮を必要とする児童への対応等、今後、保育所職員に求められる専門的力を精査し、研修内容を設定していく必要がある。

(3) 市内全ての保育所が担う子育て支援に関する点

① 障がい児やアレルギーのある子どもの受け入れ体制の構築

○市は民間の保育施設の取り組みを十分把握していないが、実際には民間の保育施設も積極的に特別な配慮を必要とする児童を積極的に受け入れ、保育を展開している。そうした取り組みを評価する中、公立、私立を問わず、支援の場を広げていくべきである。

○特別な支援を必要とする児童は今後も増加していくと推測できる。また、支援の内容も複雑多岐にわたる可能性が高まっている。そのため、保育所と専門機関との連携・協力、情報提供を積極的に推進していく必要がある。

○専門的な療育が必要な児童、また専門的なアドバイスを求めている保護者に対し、積極的に支援していくべきである。その際、既存施設への来所を求めただけでなく、訪問・巡回事業を積極的に進めるなど、支援を求める児童や保護者に歩み寄る姿勢も求められる。

○要保護児童、障がい児、アレルギー児の保育について、公立保育所は先駆的取り組みを展開することが求められる。一方、民間の中には、裁量の幅が広く、柔軟に対応できる施設もある。それら多様な実施施設や内容・形態を把握し、利用者に情報提供していく必要がある。

② 保育時間の設定に関する認識

○民間の保育施設の中には、公立保育所よりも保育時間を長く設定している施設もある。現状、勤務時間、また勤務地の関係で、長時間保育を求める保護者もいる。さらに緊急に延長保育を必要とする保護者、さらに一時保育のニーズも増加している。こうした状況を踏まえると時、公立、私立を問わず、予算措置を工夫しつつ、保護者ニーズにそった保育時間の設定が臨まれる。同時に、子どもの健全育成という観点も含めて適切な設定を検討していく必要もある。

③ 地域子育て支援に関する保育所と保育所以外の施設との役割分担

○父母の立場で見ると、保育所や保育所以外の施設が実施している地域子育て支援の情報は決して十分とは言えない。父母の意見も参考にしつつ、ガイドブックにとどまらず、利用したい子育て家庭に情報が届く工夫をするべきである。

○育児困難家庭、外国人家庭など、保育所等に入所していないが、支援を必要とする家庭は増加、また多様化している。保育所として子育てひろば活動や園庭開放、子育て講座を充実させていく必要がある。そこで、市は現状のニーズを

把握した上で、必要な情報や予算措置、さらに保育所以外でも対応可能な施設の把握、情報提供を充実させていく必要がある。

(4) 市が保有する保育施設の管理運営の効率化

① 公私立保育所の役割に関する認識

○公立保育所は庁内各課との行政機関と連携が比較的容易であることから児童虐待の早期発見、要保護児童の支援について迅速な対応が可能である。公立保育所は、こうした特性を生かし、保育業務全般にわたり、モデル的な取り組みを推進することが求められる。そして、そのノウハウを研修の機会などを通して民間の保育施設にも還元させ、小金井市の全ての保育施設の質の向上を役割を担う必要がある。

○小金井市全体の保育の質を向上させるため、公立保育所は中核的な機能、あるいは家庭支援センター的な役割を担い、全ての保育施設の連携を図る役割を担うことも必要である。

○公立保育所と民間の保育施設が担っている役割に違いはない。また、違いがあるべきではない。その上で、質的に見れば、公立保育所は市が設置しているという条件の下、保育の安定性という特質がある。一方、民間の保育施設は運営母体の違いにより、その方針に違いが見られ、それが各保育所の個性となっている。こうした質的な違いこそ、互いの担うべき役割を明確にする際の観点とすべきである。

② 保育所の管理運営の効率化の方針

※現在、協議中。